

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容	職権による保護の変更	
根拠法令及び条項	生活保護法第25条第2項	
所 管 部 課 係 名	総合福祉部生活支援課生活保護係	
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市福祉事務所長事務委任規則第4条第1項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	【基準】 法第25条第2項の規定による。 (職権による保護の開始及び変更) 第二十五条 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和4年1月1日設定(令和 年 月 日最終変更)